

農山漁村振興交付金（農福連携対策）

- 農福連携に取り組む農業法人や福祉サービス事業者等に対するソフト・ハード一体的な支援
- 都道府県が行う地域での普及啓発や専門人材の育成を支援

農福連携の取組

自ら農福連携を実践する団体

- 障害者等を雇用する農業法人
- 農業経営を行う福祉事業所
- 農作業を福祉事業所に依頼する農業法人
- 農作業を請負っている福祉事業所等



【事業実施主体】

農業法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、地域協議会※、民間企業ほか

※地域協議会の構成員に市町村を含むこと

※※個人に対する助成はできません※※

- ・課題の把握
- ・事例の蓄積

- ・普及啓発
- ・専門人材による助言

都道府県

- 農福連携に取り組もうとする農業法人と福祉事業所のマッチングや職場定着を支える専門人材を育成・派遣

実践団体への支援

都道府県への支援

< ソフト対策 >

技術習得や分業体制の構築

農福連携支援事業	作業の効率化や生産物の品質向上等、農福連携を持続するための取組に必要な経費を支援 ○ 専門家の指導による農産物等の生産技術、加工技術、販売手法、経営手法等の習得を行うための研修、視察等 ○ 分業体制の構築、作業手順の図化、マニュアル作成 注) 雇用・就労する障害者等の賃金や法人運営費は助成の対象外です。	事業実施期間：2年間 (+ 自主取組：1年間) 交付率等：定額 上限：150万円/年 300万円/年※ (マニュアルを作成する場合は初年度に40万円を加算)
-----------------	---	---

※ 農福連携整備事業（ハード対策）の「経営支援型」を実施する場合。

※原則、併せ行うこと

< ハード対策 >

農林水産物生産施設等の整備

農福連携整備事業	農福・林福・水福連携推進のため、障害者や生活困窮者の雇用・就労、高齢者の生きがいづくりやリハビリを目的とした農林水産物生産施設、農林水産物加工販売施設※ ¹ または付帯施設（休憩所、衛生設備、安全設備等）の整備	事業実施期間：2年以内 交付率等：1/2 上限：下記のとおり※ ²
-----------------	--	--

※¹ 加工販売施設に供する農産物等は事業実施主体及び連携する者が生産したものが過半を占めること。

※² 簡易整備型（200万円）、介護・機能維持型（400万円）、高度経営型（1,000万円）、経営支援型（2,500万円）

< ソフト対策 >

地域に根ざした普及啓発・農福連携を支援する人材の育成

都道府県支援事業	・ 農業者や福祉事業所を対象とした普及啓発※ ¹ の取組 ・ 農業現場における障害者の雇用・就労に関して農業者、障害者就労施設の指導員、障害者本人に対し障害特性を踏まえた具体的な実践手法等をアドバイスする専門人材（農福連携技術支援者）※ ² 等の育成 ・ 障害者就労施設等による農作業請負（施設外就労）のマッチングを支援する人材（施設外就労コーディネーター）の育成	事業実施期間：1年間 交付率等：定額 上限：500万円/年 ※ ¹ ：普及啓発の取組はR2年度事業で未実施の都道府県かつR3に限る
-----------------	--	---

※² 農林水産省のガイドラインに基づく研修を受講し、認定された者

- このほか、全国的な普及啓発や官民一体での取組により農福連携の認知度の向上及び取組を促進。

【本事業の対象となる障害者等】

- ・ 18歳以上の身体障害者、知的障害者、精神障害者及び厚生労働大臣が定める特殊の疾病にある者
- ・ 生活困窮者自立相談支援事業による就労に向けた支援計画が作成されている生活困窮者
- ・ 要介護認定を受けた高齢者